

福祉・介護人材の処遇改善事業助成金に係る手続きに当たっての留意事項

平成21年8月17日

福祉・介護人材の処遇改善事業助成金に係る手続きについては、下記のことに留意願います。

記

1 承認申請

○申請手続き…「実施要領」（WAM NET 京都府センターに掲示）に基づき行ってください。
「Q & A」（WAM NET 京都府センターに掲示）を参考にしてください。

○申請期限…サービス提供月の前月の15日（休日の場合は翌開庁日）
※申請期限までに提出されない場合は、翌々月分からの受付として取り扱わせていただきますので、御注意願います。

■平成21年度承認申請手続き（10月サービス提供分から受付の場合）

○申請期限：平成21年9月15日（火）

○申請窓口：別紙「申請窓口一覧表」を参照願います。

【集中受付窓口のお知らせ】

※京都市内の事業者については、8月25日（火）～9月8日（火）（9月7日（月）を除く）、府庁2号館3階西詰め北側の「健康福祉部会議室」にて、集中受付窓口を設けておりますので、御活用願います。

※京都市以外の事業所については、各保健所で9月15日まで受付。

※ 上記以降の受付…新規事業者等については、11月以降のサービス提供分に係る申請を随時受け付けています。

○提出書類…「承認申請書（別紙様式3又は4）」及び「処遇改善計画書（別紙様式2、添付書類を含む。）」については、正副2部を提出願います。
（その他の必要書類「計画書添付書類（就業規則等及び労働保険加入確認書類）」については1部で結構です。）

2 実績報告

○実績報告手続き…「実施要領」に基づき行ってください。
「Q&A」を参考にしてください。

○提出書類…実績報告書を正副2部提出願います。

■平成21年度実績報告

○ 提出期限：別途お知らせします。

○ 提出窓口…承認申請窓口に同じ。

※提出期限については、「実施要領（案）」においては6月末日とされていますが、再度検討されているところであり、早まる可能性があります。

3 返還処理

毎月概算交付される交付金総額が実際に処遇改善に充てた金額を上回る場合、その差額を返還いただきます。詳しくは「実施要領（案）」を御参照願います。

4 翌年度以降について

- (1) 平成22年度以降については、キャリア・パスに関する要件が追加される予定です。詳細は決定され次第、お知らせします。
- (2) 平成22年度分の申請については、平成22年1月下旬～2月頃に申請いただくこととなります。

【お知らせ】

逐次、国及び府の通知等について、ワムネットの掲載によりお知らせしますので、御注意願います。